「竜雲少年農場短期入所重要事項説明書」

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第７６条及び第７７条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

１.福祉サービスを提供する事業者・内容

名　　称	社会福祉法人　竜雲学園
主たる事務所の所在地	〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲 3215 番地
福祉サービスの内容	食事の提供、入浴又は清しき、身体等の介護、機能訓練、生活相談、健康管理、送迎サービス

２．福祉サービスの所在地

福祉サービスの提供開始年月日	平成 23 年 4 月 1 日指定
事業所の名称	指定障害者支援施設　　竜雲少年農場
事業所の所在地	〒761-2201　香川県綾歌郡綾川町枌所東 3539 番地
連　絡　先	電話番号　　087-878-3051
施　設　長	田村　正貴
通常の事業の実施地域	綾歌郡、高松市
事業の主たる対象とする障害の種類	知的障害者
定　　員	空床利用型

３．サービスの目的・運営方針

目　的	事業所の利用を希望する者に対し、事業の適正な運営と適切な指定短期入所の提供を図ること
運営方針	１利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。 ２利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ３地域との結びつきを重視し、市町、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ４利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ず

	るよう努めるものとする。 ５障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例 52 号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

４．サービス提供職員の設置状況

一　管理者　　１名　（常勤、兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二　看護職員　　２名　（常勤、兼務）

看護職員は､利用者の日々の健康状態をチェックし､保健衛生上の指導や看護を行う。

三　生活支援員　37 名（常勤 28 人・非常勤 9 人、兼務）

生活支援員は､利用者及び家族等からの相談に応じ、適切な援助を行う。

四　栄養士　　１名　（常勤、兼務）

栄養士は､利用者の身体状況に配慮した献立表の作成及び栄養価の計算､食品材料の購入、調理及び配膳に関する業務を行う。

五　調理員　　４名(非常勤)

調理員は、献立表に基づき調理を行う。但し、調理員は委託業者と雇用関係にあるものとする。

５．サービスの営業日及び営業時間

２４時間、３６５日、常時営業しております。

６．利用料金

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）に基づく介護給付費等の対象となるサービス

事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者様は利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。(短期入所利用者負担額)

<障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要>

ア　日常生活の支援

①入　浴・清しき

入浴・清しきは、毎週 3 回以上行います。身体の状況と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。(夏場は必要に応じて行います。)

②排　泄

心身の能力を最大限活用した支援を行います。
③着脱衣
④整　容
イ　医療および健康管理
①健康管理：看護師の指示のもと健康管理を行います。
②服薬の支援　：看護師が管理し支援職員が与薬します。
ウ　社会的活動の支援
①日常生活支援：地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援
②余暇活動
エ　相談援助

（２）障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、以下の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

ア　食事の提供に係る費用

・身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

一日につき１５１０円（うち食材料費９２０円）
朝食　一食につき　４２０円（うち食材料費２２０円）
昼食　一食につき　５４５円（うち食材料費３５０円）
夕食　一食につき　５４５円（うち食材料費３５０円）

ただし、食事提供体制加算対象者に対して食事の提供を行った場合は、上記該当食材料費のみを受けるものとします。

イ　居室に係わる光熱水費　　一日につき　　３７８円

ウ　障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

・日用品費　実費
・教養娯楽費　実費
・理美容等　実費
・その他日常生活上必要となる諸費用　実費

（３）利用料金・費用のお支払い方法

前記（１）（２）の利用料金、当月分の合計額を、翌月末までにご指定の方法によりお支払い下さい。

（４）サービス利用の取り消し料金

サービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日 17 時までに当事業所までお申し出ください。お申し出のない場合は、キャンセル料として（２）のアでいう食事の提供に係る費用のうち食材料費をお支払いいただきます。

7. 緊急時の対処方法

病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者様のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診　療　科： 主　治　医： 所　在　地： 電 話 番 号：
緊　急　連　絡　先①	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：
緊　急　連　絡　先②	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：

8. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　福家照美　　細井英二 ・ご利用時間　　8:30～17:30 ・電話番号　　087-878-3051 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・施設内には要望・苦情箱も設置しておりますのでご利用下さい。	
竜雲学園 第三者委員	司法書士 岡田　浩司	電話番号　087-889-8070 岡田司法書士事務所
	高松市仏生山 コミュニティセンター 十河　寛敬	電話番号　087-889-0848
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	・所 在 地：香川県高松市番町１丁目 10-35 ・電話番号：087-861-1300 ・香川県社会福祉総合センター	
香川県の窓口	・所在地：高松市番町４丁目 1-10 ・香川県健康福祉部障害福祉課 ・電話番号：087-932-3293	

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 当施設相談窓口	・虐待防止責任者　　施設長　田村　正貴 ・虐待防止窓口担当者　　福家　照美　　細井　英二 ・ご利用時間　　8:30～17:30 ・電話番号　　087-878-3051 Ｆ　Ａ　Ｘ　　087-878-0713
綾川町障害者 虐待防止センター	・所在地：香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 ・綾川町健康福祉課 ・電話番号（平日 8：30～17：15）：087-876-1113 ・電話番号（休日・夜間 17：15～8：30）：087-878-1113
高松市障害者 虐待防止センター	・所在地：香川県高松市番町 1 丁目 8-15 ・健康福祉部障害福祉課 ・電話番号（平日 8：30～17：15）：087-839-2333 ・電話番号（休日・夜間 17：15～8：30）：087-839-2258
香川県障害者 権利擁護センター	・所在地：香川県高松市田村町 1114 ・電話番号（平日 8：30～17：15）：087-867-2696 ・電話番号（休日・夜間 17：15～8：30）：087-862-8861

9.　協力医療機関

（１）

医療機関の名称	竜雲メンタルクリニック		
医　院　長　名	伊庭　永二		
所　　在　　地	〒761－8075　高松市多肥下町二反地 466		
電　話　番　号	087-840-0735		
診　　療　　科	神経・精神科	入　院　設　備	なし

（２）

医療機関の名称	オサカ病院		
医　院　長　名	森川　穎二		
所　　在　　地	〒761－1703　高松市香川町浅野 272		
電　話　番　号	087-889-0703		
診　　療　　科	内科・外科等	入　院　設　備	あり

（３）

医療機関の名称	綾上診療所		
医　院　長　名	十枝　めぐみ		
所　　在　　地	〒761－2204　綾歌郡綾川町山田下 3352-1		
電　話　番　号	087-878-2002		
診　　療　　科	内科	入　院　設　備	なし

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10.　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、竜雲少年農場消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常通報装置　有 ・非常用電源　有　・スプリンクラー　有 ・室内防火栓　有　・防火扉　有 ・防炎カーテンの設置　有 ・　震災に備えての備蓄（食料・飲料水 3 日分） （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
平時の訓練	・別途に定める、竜雲少年農場消防計画書に則り、年 12 回、夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者様も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：　毎年 4 月上旬 防火管理者　：　生活支援員　井手上　学
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：損保ジャパン 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償　施設業務補償

11.　当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	当事業所の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫　煙	喫煙場所を利用して頂きます。それ以外は全室禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者様の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者様につきましては希望により事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者様の思想、信仰は自由ですが、他の利用者様に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害者支援施設　竜雲少年農場の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者（職名：　　氏名　　印　）

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者支援施設竜雲少年農場の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者様　住　所：

氏　名：　　印

利用者様の成年後見人等

住　所：

氏　名：　　印

続　柄：

令和　　年　　月　　日